

医療情報取得について

当院では、厚生労働省が進める
『オンライン資格確認』を導入しています。

オンライン資格確認とは…

オンライン資格確認とは、マイナンバーカードのICチップ、もしくは健康保険証の記号番号などにより、オンライン上で医療保険の資格情報や診療情報、薬剤情報、特定健診情報を確認することです。

この導入によりマイナンバーカードをお持ちの方は、窓口で保険証をご提示頂かなくても医療保険の資格確認がスムーズにできるようになります。

また、マイナンバーカードをお持ちであれば患者さんの同意により、保険者に申請して頂かなくても、当院で限度額適用認定書等の情報が得られるようになり、限度額以上の医療費を窓口で支払う必要がなくなります。

《当院では、次の機能について対応しています》

- (1) 初診・再診の健康保険証確認機能
- (2) 限度額適用認定証の確認機能
- (3) 特定健診・診療情報・薬剤情報の閲覧機能

※当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。
正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

◆医療情報取得加算（令和6年12月以降）

【初診時】医療情報取得加算 1点

【再診時】医療情報取得加算 1点（3ヶ月に1回）